

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道用水供給事業会計

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	昭和47年3月31日	地方公営企業法の適用・非適用	■適用 □非適用
団体名※	九十九里地域水道企業団	職員数※(H19.4.1現在)	89
構成団体名	匝瑳市、東金市、大網白里町、九十九里町、山武市、横芝光町、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町		

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	107円 (H17)	公営企業債現在高 (百万円)	13,558
累積欠損金 (百万円)	0	利益剰余金又は積立金 (百万円)	1,011
不良債務 (百万円)	0	財政力指数※	0.629
資金不足比率 (%)	0	実質公債費比率※ (%)	15.0
		経常収支比率※ (%)	91.0

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 □にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	九十九里地域水道企業団経営健全化計画
計画期間	平成19年度～23年度
計画策定責任者	企業長 石井 常雄
既存計画との関係	九十九里地域水道企業団行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づく
公表の方法等	・当企業団ホームページで公表 ・議会においての説明(平成20年2月予定)
基本方針	九十九里地域水道企業団行政改革大綱及び行政改革推進計画に基づき、業務の合理化及び効率化、経費の抑制を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	333	450	475	1,258
	補償金免除額	39	83	84	206
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	83	56		138

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	332,840	450,156	474,662	1,257,658
	合 計 (A)	332,840	450,156	474,662	1,257,658
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		332,840	450,156	474,662	1,257,658

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
	合 計 (A)				
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	77,729	51,356		129,085
	合 計 (A)	77,729	51,356		129,085
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		77,729	51,356	0	129,085

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 注2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>地勢上有力な水源がないため、利根川上流のダム及び利根川から導水する房総導水路事業等の水源取得に多額の費用を要している。水源の建設費については割賦負担方式のために支払利息が生じ、当企業団の施設整備に係る企業債の支払利息と合わせて多大なものとなっており、有収水量1m³あたりでは県内の用水供給団体と比較しても高いものとなっている。また、水需要の予測はほぼ横ばいであり、今後の給水収益の伸びは見込めない状況である。</p> <p>収益的収支においては純利益を計上しているが、繰上償還による利息軽減に努めるとともに、今後更新時期を向かえる施設の維持改修や施設の耐震化を計画的に進め、効率的な経営により支出の抑制を図る。</p>
経営課題	<p>課 題 ①</p> <p>「財政の健全化」 コスト意識を常に念頭に置いて適正な予算執行を行う。</p>
	<p>課 題 ②</p> <p>「組織の見直し」 民間委託を活用し、適正な職員配置に努める。</p>
	<p>課 題 ③</p> <p>「定員及び給与の見直し」 全体の職員配置の見直しにより定員適正化を図るとともに、社会経済情勢を踏まえ、給与の適正化に努める。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)						
資金不足比率	(%) (再掲)																
料金回収率 [※]	(%)	116.2%	120.7%	116.1%	118.4%	113.6%	107.4%	117.2%	105.8%	116.3%	108.3%	114.4%	109.7%	112.2%	110.1%	111.5%	
総収支比率(法適用)	(%)	114.8%	119.0%	115.0%	117.1%	112.8%	107.2%	116.5%	105.7%	115.9%	108.1%	114.2%	109.5%	112.2%	109.9%	111.7%	
経常収支比率(法適用)	(%)	114.8%	119.0%	115.0%	117.1%	112.8%	107.2%	116.5%	105.7%	115.9%	108.1%	114.2%	109.5%	112.2%	109.9%	111.7%	
営業収支比率(法適用)	(%)	159.0%	162.1%	152.8%	153.5%	143.3%	130.6%	144.6%	126.1%	138.9%	126.0%	132.1%	126.0%	126.2%	124.7%	123.9%	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)																
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)																
繰入金比率	収益的収入分	(%)	7.7%	7.1%	6.9%	6.5%	5.3%	4.7%	4.6%	4.0%	3.7%	3.7%	2.8%	3.4%	2.2%	3.0%	1.7%
	うち基準内繰入金	(%)	7.7%	7.1%	6.9%	6.5%	5.3%	4.7%	4.6%	4.0%	3.7%	3.7%	2.8%	3.4%	2.2%	3.0%	1.7%
	うち基準外繰入金	(%)															
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)															
	資本的収入分	(%)	60.2%	82.4%	84.0%	52.8%	44.7%	31.4%	30.7%	44.5%	23.0%	38.2%	16.5%	77.3%	19.4%	93.9%	24.5%
	うち基準内繰入金	(%)	60.2%	82.4%	84.0%	52.8%	44.7%	31.4%	30.7%	44.5%	23.0%	38.2%	16.5%	77.3%	19.4%	93.9%	24.5%
	うち基準外繰入金	(%)															
うち赤字補てん的なもの	(%)																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価×1／給水原価×2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	基本料金については、固定的経費について、1日最大給水量を基に算出した額である。使用料金は、薬品費等の変動費について、使用水量を基に算出したものである。今後水量と同様に料金も横ばいで推移するものと見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	繰出しの基準となる企業債は今後順次償還終了となり、構成団体からの繰出金は減少していく。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	現在の施設は、将来の水需要に応えられる供給能力を備えており、今後、拡張や大規模な増設は予定していない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	人件費については、行政改革に沿って人員減を反映させている。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 296 618 424">○ 地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="618 296 2123 424">課題③「定員及び給与の見直し」として、今後5年間で職員数を5人削減し、84人とする(5.6%の削減)。なお、経費削減効果は平成19、20、21、22、23年度は実績により算出している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 424 618 528">○ 給与のあり方</td> <td data-bbox="618 424 2123 528"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 528 618 671">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="618 528 2123 671">人事院勧告や県人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、給与構造改革(給料表の切替え等)に係る関連箇所について、平成18年度に見直しを行い、給料の引き下げ(平均4.6%)、地域手当の新設(支給率3%)等を実施。引き続き関係市町村との均衡に配慮し適正化を図っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 671 618 807">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="618 671 2123 807">技能労務職及びそれに相当する職は設けていない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 807 618 943">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="618 807 2123 943">定年による退職時特別昇給の廃止。勸奨退職によるものは継続。勸奨退職制度の廃止(勸奨退職時の特別昇給の廃止)。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 943 618 1086">◇ 福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="618 943 2123 1086">すでに助成額の減額等を行っているが、今後も必要に応じ見直しを図り、適正な事業運営に努めていく。</td> </tr> </table>	○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題③「定員及び給与の見直し」として、今後5年間で職員数を5人削減し、84人とする(5.6%の削減)。なお、経費削減効果は平成19、20、21、22、23年度は実績により算出している。	○ 給与のあり方		◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告や県人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、給与構造改革(給料表の切替え等)に係る関連箇所について、平成18年度に見直しを行い、給料の引き下げ(平均4.6%)、地域手当の新設(支給率3%)等を実施。引き続き関係市町村との均衡に配慮し適正化を図っている。	◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職及びそれに相当する職は設けていない。	◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	定年による退職時特別昇給の廃止。勸奨退職によるものは継続。勸奨退職制度の廃止(勸奨退職時の特別昇給の廃止)。	◇ 福利厚生事業のあり方	すでに助成額の減額等を行っているが、今後も必要に応じ見直しを図り、適正な事業運営に努めていく。
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	課題③「定員及び給与の見直し」として、今後5年間で職員数を5人削減し、84人とする(5.6%の削減)。なお、経費削減効果は平成19、20、21、22、23年度は実績により算出している。												
○ 給与のあり方													
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	人事院勧告や県人事委員会勧告の趣旨等を踏まえ、給与構造改革(給料表の切替え等)に係る関連箇所について、平成18年度に見直しを行い、給料の引き下げ(平均4.6%)、地域手当の新設(支給率3%)等を実施。引き続き関係市町村との均衡に配慮し適正化を図っている。												
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	技能労務職及びそれに相当する職は設けていない。												
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	定年による退職時特別昇給の廃止。勸奨退職によるものは継続。勸奨退職制度の廃止(勸奨退職時の特別昇給の廃止)。												
◇ 福利厚生事業のあり方	すでに助成額の減額等を行っているが、今後も必要に応じ見直しを図り、適正な事業運営に努めていく。												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="159 1195 618 1331">○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="618 1195 2123 1331">浄水過程で発生する汚泥を処理委託する際、天日乾燥し重量を減らすことにより、経費の削減を図っている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1331 618 1469">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="618 1331 2123 1469">課題②「組織の見直し」として、定年退職者の不補充による減員に対応するため、民間委託の推進を検討しており、現段階では、他団体の状況調査等により、外部委託が可能な業務の精査を行う。</td> </tr> </table>	○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組	浄水過程で発生する汚泥を処理委託する際、天日乾燥し重量を減らすことにより、経費の削減を図っている。	○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②「組織の見直し」として、定年退職者の不補充による減員に対応するため、民間委託の推進を検討しており、現段階では、他団体の状況調査等により、外部委託が可能な業務の精査を行う。								
○ 維持管理費等の削減その他経営効率化に向けた取組	浄水過程で発生する汚泥を処理委託する際、天日乾燥し重量を減らすことにより、経費の削減を図っている。												
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	課題②「組織の見直し」として、定年退職者の不補充による減員に対応するため、民間委託の推進を検討しており、現段階では、他団体の状況調査等により、外部委託が可能な業務の精査を行う。												

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	
○ 料金水準が著しく低い団体にあつて は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	
○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開	平成18年度からホームページを開設し、広範性、即時性を生かした情報公開の手段として活用している。
○ 行政評価の導入	
5 その他	課題①「財政の健全化」として、高利率である独立行政法人水資源機構割賦負担金について、繰上償還し低利債へ借り替えることにより、支払利息の軽減を図っている。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	行政改革大綱に基づく人員減により人件費の削減を図る。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	繰越欠損金は発生していないが、今後も更なる経営の合理化を進めていく。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	今後も基準外の繰出しが生じる見込みはないが、引き続き独立行政法人水資源機構構賦負担金の繰上償還等により支払利息の軽減に努めていく。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(1) 水道事業

① 年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計					
【収入の確保】																		
	料金改定率																	
	改善額(料金の適正化)※1																	
	未収金の徹取対策																	
	改善額																	
	一般会計負担金の額																	
	改善額(負担金の確保等)																	
	資産の有効活用																	
	改善額(収入増額)																	
	その他()																	
	改善額																	
【経費の削減】																		
1	職員給与費の適正化																	
	職員給与費(退職手当以外)	825	785	792	801	800		779	799	773	796	769	783	761	784	746	769	
	改善額																	
	給与水準																	
	改善額																	
	その他(職員数の削減)																	
	改善額		17	17	17	17	68	26	26	34	34	51	51	51	51	68	68	230
	職員給与費(退職手当)	70	89	67	72	76		86		86		84		84		82		
	職員数(人)	92	90	89	90	90		89		88		86		86		84		
	増減数(人)		-2	-1	1	1	-2	-1		-1		-2		1		1		-6
	維持管理費等(被服費)	2	1	2	1	1		1		1		1		1		1		
	改善額(適正化)		1		1	1	3											
	工事コスト※2																	
	改善額(縮減額)																	
	その他																	
	改善額						0											0
	累積欠損金比率	0	0	0	0	0		0		0		0		0		0		
	増減		0	0	0	0		0		0		0		0		0		
	企業債現在高	17,091	15,854	14,563	13,868	13,558		13,763	13,754	13,302	14,660	12,778	15,384	11,909	15,610	10,966	15,034	
	増減		-1,237	-1,291	-695	-310		205	196	-461	906	-524	724	-869	226	-943	-576	
	計画前5年間改善額 合計						71											230
	改善額 合計																	230
	(参考) 補償金免除額																	206

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 ※1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

注3 ※2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

注4 改善額の算出方法については、IVの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

注5 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

② 経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)					
給水人口(千人)	368	367	367	366	365	367	364	367	363	367	361	367	360	367	357
年間総有収水量(千m ³)	39,572	39,556	40,241	39,755	39,410	43,268	39,921	43,194	39,315	43,202	39,211	43,230	40,176	43,352	39,944
公称施設能力(m ³ /日)	152,460	194,100	194,100	194,100	194,100	194,100		194,100		194,100		194,100		194,100	
1日最大配水量(m ³ /日)	126,643	123,997	130,303	124,111	123,248	138,560	126,127	138,696	123,065	138,854	122,285	138,911	124,928	138,949	126,520
最大稼働率(%)	83.1%	63.9%	67.1%	63.9%	63.5%	71.4%	65.0%	71.5%	63.4%	71.5%	63.0%	71.6%	64.4%	71.6%	65.2%
供給単価(円/m ³)	192.61	195.98	181.99	180.75	176.81	171.16	172.46	169.57	172.51	168.88	171.80	167.92	168.26	167.65	156.23
給水原価(円/m ³)	181.78	177.35	170.24	164.33	165.57	167.75	155.48	167.33	155.06	162.84	155.27	159.28	153.25	157.68	142.84

③ 簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

財政健全化計画等執行状況調書

団体名	千葉県 九十九里地域水道企業団
会計名	水道用水供給事業会計

① 公営企業債現在高(企業債残高の推移)

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	計画前年度 (平成18年度)
計画目標値(A)	13,763	13,302	12,778	11,909	10,966	13,558
実績(見込)値(B)	13,754	14,660	15,384	15,610	15,034	
乖離値(C) (A-B)	9	▲ 1,358	▲ 2,606	▲ 3,701	▲ 4,068	▲ 1,476
乖離率(D) (C/A)	0.1%	-10.2%	-20.4%	-31.1%	-37.1%	-10.9%

(ii) 実績(見込)値が計画目標値に届かない理由 及びやむを得ない事情についての検討事項

○水資源機構割賦負担金の繰上償還について、平成20年度から平成24年度の5カ年での繰上償還実施可能額が大幅に増額されることが水資源機構から示され、繰上償還財源としての企業債を計画に算入したことにより、企業債残高見込が増額となった。

検討事項: 水資源機構割賦負担金の繰上償還財源としての企業債は水資源機構割賦負担金(年賦償還金)の借換債のため、年賦未払金の減少を伴う企業債残高の増額であることから経営状況に影響を及ぼすものでなく、高利債から低利債への借換による利息軽減が将来にわたって生じることから経営改善効果が生じるため。

(iii) 改善に向けた取組み及び今後の見通し

○耐用年数を経過した施設及び設備等の更新工事については、修繕により対応することで抑制を図り、企業債の発行縮減に努める。

(iv) 改善方針の進捗状況

○施設及び設備等の更新工事に対する企業債については、抑制を図った結果平成23年度分の企業債を発行しない予定である。

② 職員数(平成19年度から平成23年度までの職員数の推移)

(i) 推移表

(単位:名)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	平成21年度 計画目標値
計画目標値(A)	89	88	86	86	84	86
実績(見込)値(B)	89	88	86	86	84	
乖離値(C) (A-B)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0
乖離率(D) (C/A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%

※20年度派遣職員の不補充による1名減。21年度2名、23年度2名退職者の不補充による減。

③ 改善額(人件費削減による効果額)

(i) 推移表

(単位:百万円)

	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度	平成23 年度	改善額 合計	補償金免除額
計画目標値(A)	26	34	51	51	68	230	206
実績(見込)値(B)	26	34	51	51	68	230	
乖離値(C) (B-A)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	24.0
乖離率(D) (C/A)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.7%

※派遣職員及び退職者の不補充による効果額。

④ 累積欠損金比率(累積欠損金の営業収益に対する比率)

(i) 推移表

(単位:%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	計画最終年度 (平成23年度)	計画前年度 (平成18年度)
計画目標値(A)	-	-	-	-	-	-
実績(見込)値(B)	-	-	-	-	-	-
乖離値(C) (A-B)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
乖離率(D) (C/A)	—	—	—	—	—	—